

「消費者の安全のあり方に関する研究会」報告書

平成15年11月
内閣府国民生活局

1. 検討の背景

消費者の生命・身体及び財産に対する安全性の確保は、消費者政策の最も重要かつ基礎的な課題であり、戦後の消費者政策の発展の中でもまず着手され、拡充・強化が図られた分野である。その結果、現在では、様々な商品・サービス分野において多様な消費者安全施策が展開されている。

しかしながら、近年では BSE 問題や食品表示の偽装事件の発生等を背景として、消費者安全の確保の重要性に対する認識が高まっており、政府においても、さらなる法制度の拡充強化や行政対応体制の整備等が進められている。

こうしたことから、平成14年9月に、学識経験者を委員とする「消費者の安全のあり方に関する研究会」(委員長：廣瀬久和東京大学大学院教授)が設置され、今後の我が国における望ましい消費者安全のあり方について、各委員により自由な立場から活発な議論が行われた。本報告書は、この研究会の成果をとりまとめたものである。

2. 本報告書の構成及び概要

本報告書の構成は3部で構成されている。すなわち、第1部では、我が国における消費者安全法制について、これまでの推移と現状を公法的規制のみならず私法的規制をも視野に入れつつ概括した後、第2部では、消費者安全の問題について、公法学、経済法学、比較法学、行政学といった多面的視点(学問領域)から検討を加えた。さらに、第3部で参考として、諸外国の消費者安全法制について、欧米諸国における公法上の消費者安全保護法制を概観するとともに、私法上の安全保護法制として独仏両国における製造物責任法制について整理を行った。

第1部 我が国における消費者安全法制のあり方

第1章(廣瀬論文)では、我が国における消費者安全をめぐる法制度の推移を概観している。昭和38年の国民生活向上対策審議会答申を転機に、消費者安全の確保が正面から取り上げられ始め、昭和40年代には一通りの消費者安全法制が整備された。昭和50年代以降は安全基準の見直しや規制対象商品の範囲拡大等を通じて行政依存型の安全規制が強化された。平成期に入ると、規制緩和が強力に推進される一方で、BSE問題の発生を主たる契機に食品を中心とした安全規制の再強化が重要なテーマとなっている。

第2章では、我が国における安全法制の現状を分析するとともに、その方向性を展望した。第1節(廣瀬論文)は、消費者の生命・身体・財産の安全確保と憲法上の基本的人権との関係から論を始め、物の安全に係る我が国の法制について、特に流通前の安全審査及び事故発生後の被害救済の段階を取り上げ、検討を行っている。流通前の安全審査については、政府による審査・承認等を行政の関与の度合いを基に分類して検討を行うとともに、民間(第三者)による認証制度や製造業者自身による自己確認制度を検討した。また、流通後の被害者救済については、製造物責任法施行後の判例を、食品・薬品等分野と日用品・機械製品等分野に分けて検証し、分析を行っている。

第2節(丸山論文)では、サービス分野における消費者安全の確保について、検討を行っている。検討に際しては、介護サービス及びエステティックサービスに焦点を当て、事故の事例及び判例の調査による現状分析を行った後、公的規制や司法による事後的被害救済の現状を検討している。

第2部 様々な学問領域からの分析

第3章(橋本論文)では、消費者安全の問題を公法学的視点から分析している。行政による事前規制特に基準認証制度について、消費者の安全に係る行政の責任のあり方という観点から検討を行うとともに、消費者安全に係る情報の管理・流通における行政の役割を論じている。

第4章(岡田論文)は、経済法学の観点から安全性規制の問題を取り上げ、具体的には、独禁法上の違法解釈において安全性への考慮がいかになされるべきか、安全性の規制が景品表示法や不正競争防止法による不当表示規制とどのような関係にあるかについて、検証を行っている。

第5章(中村論文)では、比較法学の観点から、食品・製品の安全規制に係るEU及び英国の法制度について検討を行っている。その際、食品・製品の安全法制の整備・充実の経緯を概観するとともに、公的規制機関の変更や情報ネットワークの構築、リスク情報の伝達・収集、規制の原則の明確化等公法的規制の見直しの動きや、製造物責任といった私法的規制の現状が論じられている。

第6章(森田論文)は、行政学の観点から消費者安全の確保のための法制度について考察を行い、行政規制の類型や手法、性質を整理するとともに、規制緩和と安全性や社会的コストとの関係などについて検討を行っている。

第3部 諸外国における安全法制

第7章では、参考として、海外諸国における公法上の消費者の安全保護法制度について、EU(第1節)、イギリス(第2節)、フランス(第3節)、ドイツ(第4節)、アメリカ(第5節)を取り上げて概説している。また、第8章では、海外での私法による安全確保として、ドイツ及びフランス両国の製造物責任論の展開を説明している。

第4部 総括と課題

本報告書の総括と課題（廣瀬論文）として、消費者安全をめぐる問題が近年世界的にも新しい段階に入りつつあることを指摘している。すなわち、第1に、消費者の安全に向けたこれまで以上の行為義務及び責任が事業者や行政に対して課される傾向が特にヨーロッパにおいて認められつつあり、公法的及び私法的規制が強化されていること、第2に、消費者の安全確保に関わる新たな組織の設立等の動きがみられること、第3に、「危険」、「危害」ないし「欠陥」といった概念の適用や判断をめぐって、複雑で解決困難な問題が発生する事例が多くなっていること、が挙げられる。その上で、今日消費者の安全を巡る問題を検討するに際し、特に重視すべき点として、「情報」の問題と、消費者法制全体を貫く基本理念ないし原理を掲げている。

（参考）

消費者の安全のあり方に関する研究会 （委員名簿）

委員長	廣瀬 久和	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	岡田 外司博	駒澤大学法学部教授
	中村 民雄	東京大学社会科学研究所助教授
	橋本 博之	立教大学法学部教授
	丸山 絵美子	専修大学法学部助教授
	森田 朗	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山下 純司	学習院大学法学部助教授
	米丸 恒治	神戸大学大学院法学研究科教授